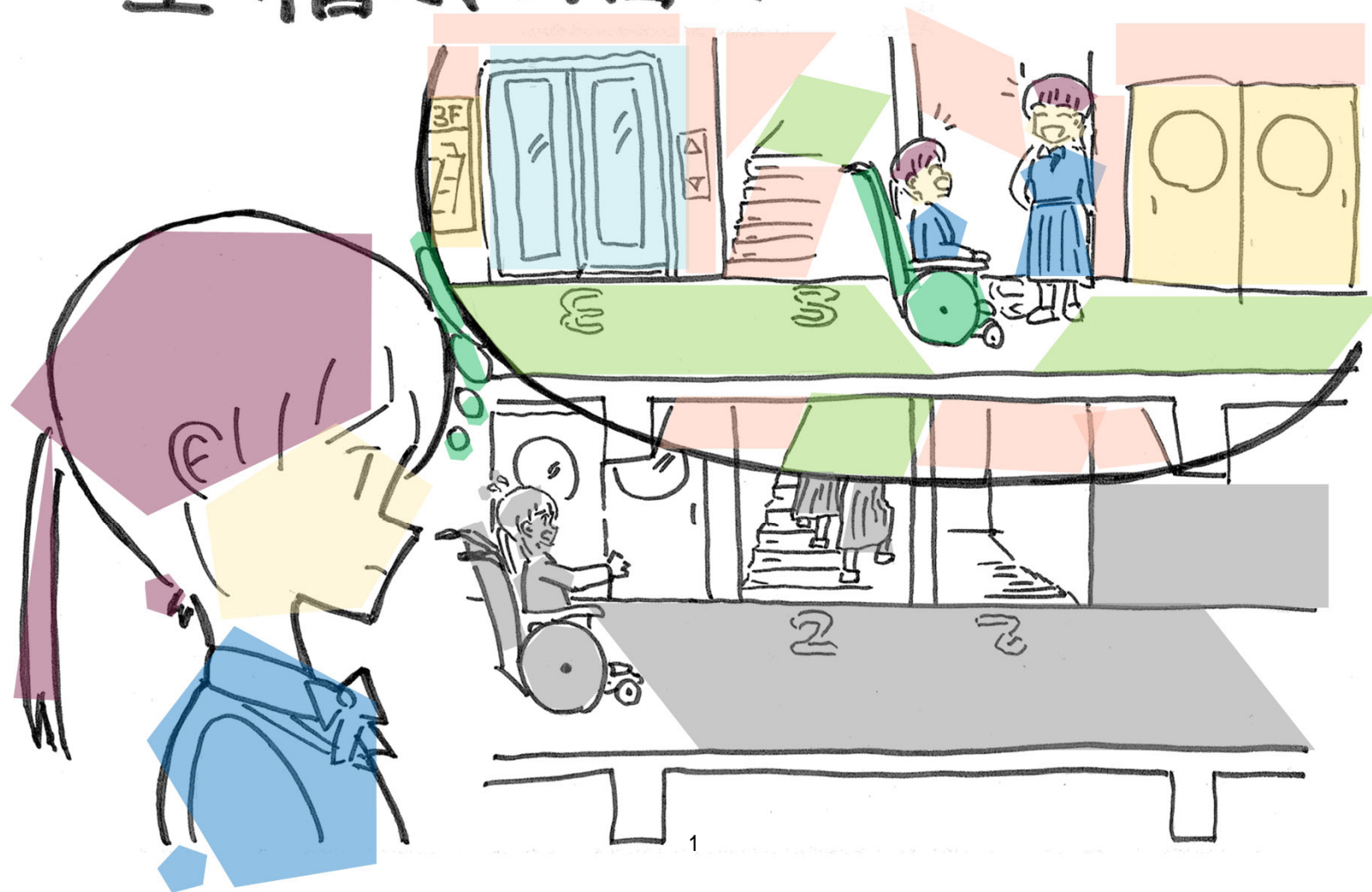


公立小中学校等施設に対するエレベーターの設置について

文部科学省

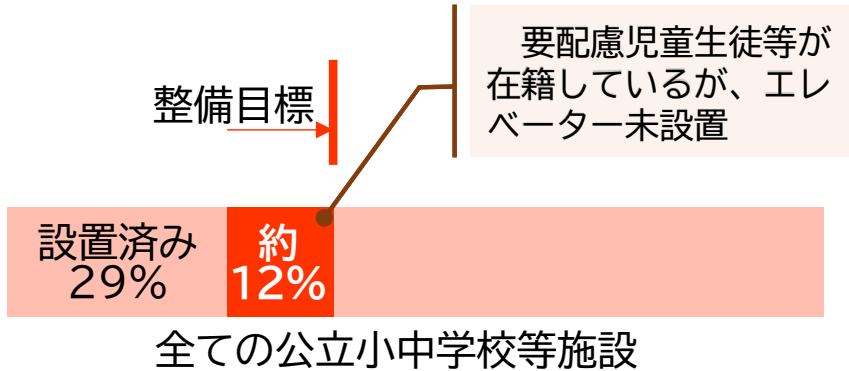
私も、みんなと一緒に
上の階に、自由に行きたい。



公立小中学校等施設に対するエレベーターの設置について

学校施設の バリアフリー化

- 令和2年5月にバリアフリー法の改正により、既存公立小中学校等施設のバリアフリー化が努力義務化。
- 令和4年度の実態調査においては、特にエレベーターの設置は29%の校舎に止まり、要配慮児童生徒等の在籍するすべての学校に整備する必要(当該調査における約41%に相当)。
- エレベーターの設置を含めバリアフリー整備には、建築計画上の課題等が多く存在。



(公立小中学校等の設置者の声)

- 学校施設の適正規模・適正配置の推進方針が決まらず、躊躇する
- 大規模改修のタイミングで実施するので個別には難しい
- 他に予算を回すべき喫緊の施設整備上の課題がある
- 古い校舎の場合は既存不適合の対応が生じる
- 土地が狭く、エレベーターのためのスペースが確保困難

事例1：要配慮児童生徒等以外も日常的な利用ができるエレベーター

給食の配膳、緊急時のストレッチャー運搬等、多様な用途を想定した。
車いすの対応等、要配慮児童生徒等のみのために設置するのではなく、
日頃から活用することで、設置への理解が得られやすい。

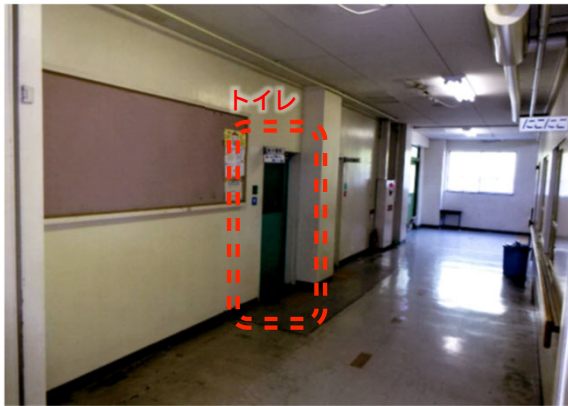


東京都町田市立 町田第一中学校(令和3年)

事例2：上下階同じ場所にあるトイレのスペースで、エレベーター設置場所を確保

建築計画上配置が容易

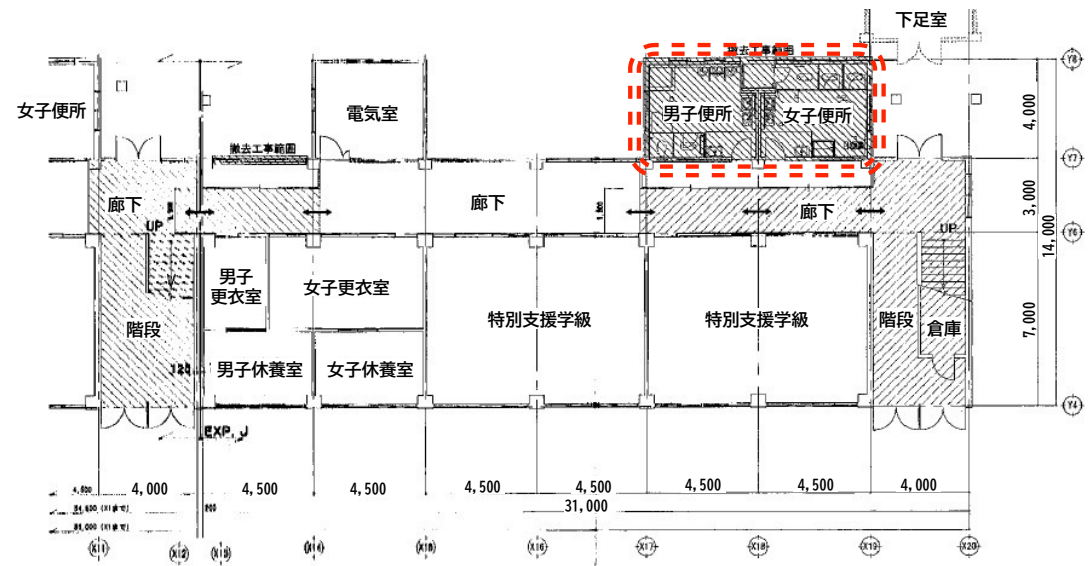
各階に同じ位置で配置された利用率の低いトイレをエレベーターに改修した。
別途エレベーターシャフトを外付けする場合に比べ、スペースの確保が容易にできる。



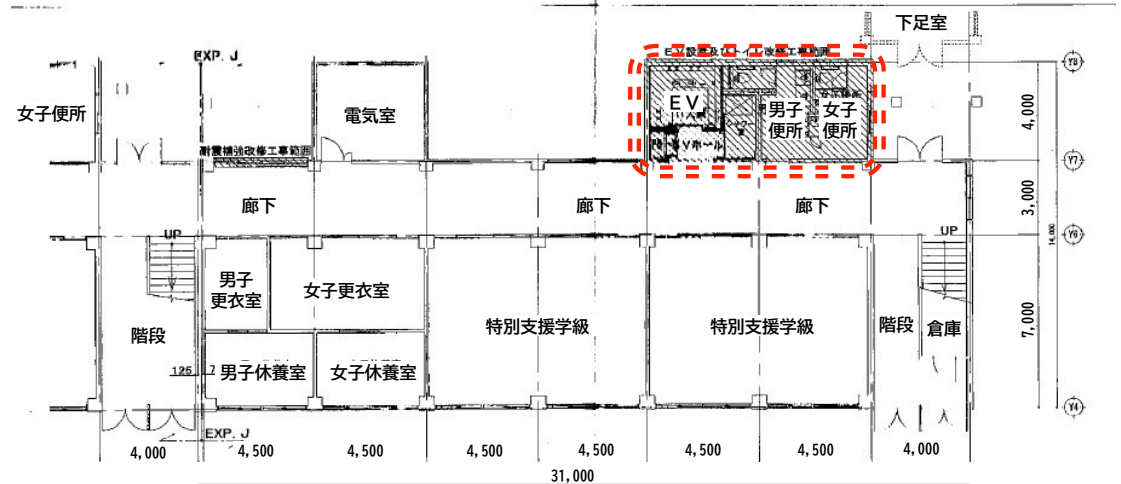
改修前



改修後



改修前の1階平面図



改修後の1階平面図

大阪府豊中市立 東豊中小学校(令和2年)

事例3:コンパクトな工場生産シャフトにより、遡及適用の要件緩和が比較的容易

プレキャストコンクリート※1によるシャフトを用い、エレベーターを設置した。

遡及適用の要件緩和

鉄骨造でシャフトを作る場合に比べ、エレベーターの籠(乗る部分)の大きさに比して、シャフト面積が大きくなりすぎない。

これにより、既存校舎への現行規定の遡及適用の緩和要件※2の1つである増築床面積50㎡を下回る設計などが比較的容易となる。

短めの工期

また、6～9か月程度の工期が、場合によって1か月程度短縮することが可能であり、工場での部材生産により、騒音の生ずる作業期間も短縮することが可能である。

優れた耐久性等

さらに、工場生産の為、品質管理が容易であり、鉄骨造シャフトの場合に壁材として考えうるALCパネルなどと比べても、剛性・耐火性・耐久性等に優れていると考えられる。

※1:プレキャストコンクリート:現場で打設するのではなく、予め工場生産する規格化されたコンクリート部材。

※2:緩和要件:(参照)建築基準法第86条の7(既存の建築物に対する制限の緩和)等

※3:留意点:工事コストは少し高くなる傾向。また、施工場所や搬入経路には十分な広さが必要。

※4:本資料は、プレキャストコンクリートのエレベーターシャフトの施工実績のある自治体へのヒアリングをもとに作成。



兵庫県明石市立 二見北小学校(平成25年11月)

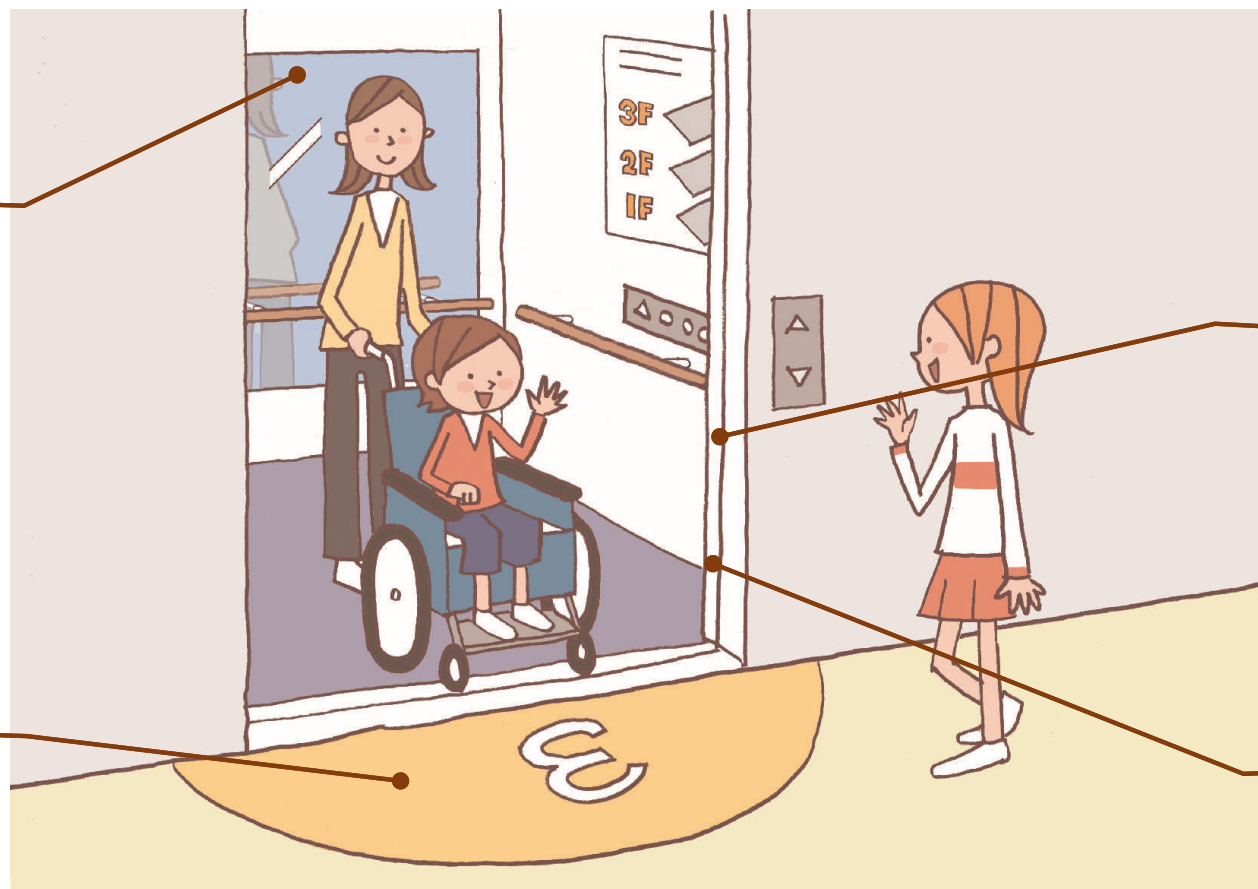


大阪府高槻市立 松原小学校(令和元年10月)

学校施設に対するエレベーターの設置の際の主な留意事項

車いす使用者の利用に配慮した位置に鏡を設置することも考えられる。

エレベーター乗降ロビーは、前面に車いす使用者が回転できるスペースを確保することが重要である。



エレベーターの間口、かごの形状・大きさ、操作盤の位置、手すり等は、障害のある児童生徒等の利用を配慮して設置することが重要である。

視覚障害者の利用に配慮して、エレベーター乗降ロビーの押しボタンやかご内の操作盤等に、点字・浮き出し文字等の表示を行うことが有効である。

エレベーターのかご及び昇降路の出入口の戸には、エレベーターのかごの中を見通すことができるガラス窓を設置することが望ましい。

エレベーターは、障害のある児童生徒等が利用しやすいように、主要な経路に隣接して設置し、案内表示を適切に設置することが重要である。障害のある児童生徒等が、休憩時間内の教室移動の際などに円滑に移動できるよう、要所にエレベーターを設置することが望ましい。

文部科学省のバリアフリー化に関するこれまでの主な取組

○学校施設バリアフリー化推進指針改訂（令和2年12月）

学校施設のバリアフリー化等の推進に関する基本的な考え方や計画・設計上の留意点等をまとめ、推進指針の改訂を行った。

○公立小中学校等施設のバリアフリー化に関する令和7年度までの国の目標（令和2年12月）

バリアフリー法に基づく基本方針における目標期間となる令和3年度から令和7年度末までの5年間に緊急かつ集中的に整備を行うため、以下のとおり国の整備目標を設定した。

バリアフリースイレ	:	避難所に指定されている全ての学校 に整備する ※令和4年度調査時点で総学校数の約93%に相当
スロープ等による段差解消	:	全ての学校 に整備する※1
エレベーター	:	要配慮児童生徒等※2が在籍する全ての学校 に整備する ※校舎については、令和4年度調査時点で総学校数の約41%に相当

※1 小修繕や既製品による対応を含む。

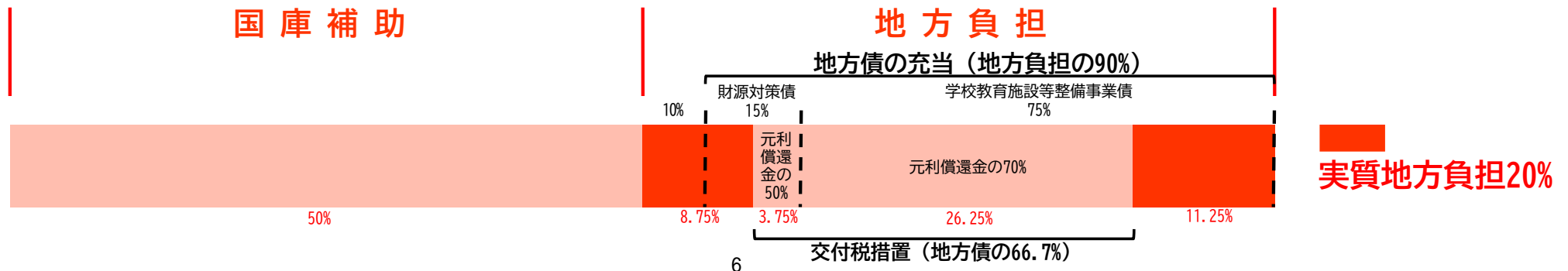
※2 円滑な移動等に配慮が必要な児童生徒や教職員等を指す。

○公立小中学校等施設のバリアフリー化加速の要請（令和2年12月）

国は、各学校設置者に対して、当該整備目標を踏まえ、所管する各学校施設のバリアフリー化に関する整備目標を盛り込んだ整備計画を策定し、校舎、屋内運動場においてバリアフリー化の計画的整備が進むよう取組を加速することを要請した。

○バリアフリー化工事の国庫補助算定割合引き上げ

令和3年4月から大規模改造（障害児等対策）の国庫補助算定割合を1/3から1/2へ引き上げた。また、地方負担分について、90%まで地方債を充当可能であり、そのうち66.7%が交付税措置される。



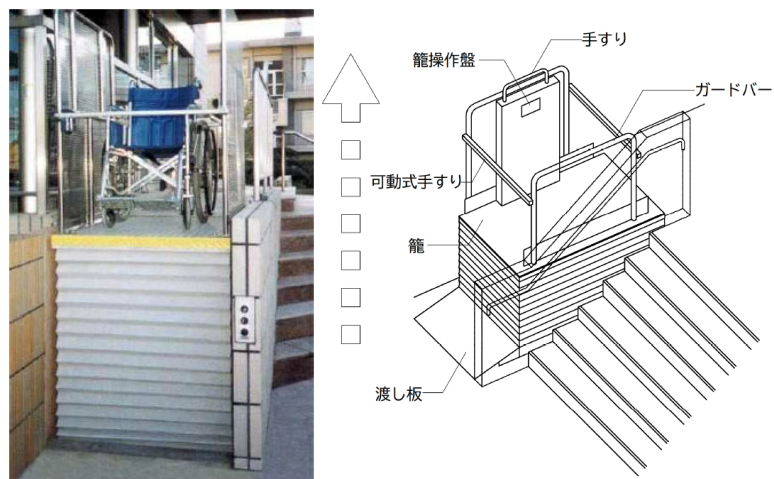
学校施設に対するエレベーターの国の整備目標に係る留意事項

- 国の整備目標においては、**バリアフリー法施行令の国土交通大臣が定める構造の昇降機を含める一方、車椅子に座ったままでは乗降できないその他の簡易的な昇降機等は含めない**ため、学校設置者は、このことを踏まえたエレベーターの設置を検討する必要がある。

バリアフリー法施行令第18条第2項第6号に掲げるエレベーターその他の昇降機の例

※図・写真は「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」（国土交通省住宅局建築指導課、R3.3）より抜粋

(1) 鉛直型段差解消機



(2) 斜行型段差解消機



上記に該当しない昇降機等

(1) 階段昇降車



※写真は教育委員会より提供

(2) 階段昇降機



※写真は学校より提供

文部科学省のバリアフリー化に関する直近の取組

○公立小中学校等施設のバリアフリー化加速化セミナー（令和3年10月～）

行政説明及び有識者講演の動画を、動画配信サイト上で配信・公開しています。

（公開URL）<https://www.youtube.com/playlist?list=PLptIfvukPumKBAlbWhqB0woYwr2lMqLrL>



○公立小中学校等施設のバリアフリー化に関する相談窓口（令和3年11月～）

文部科学省に学校施設のバリアフリー化に関する相談窓口を設置し、学校設置者等からの相談をウェブサイト上で受け付けています。

整備目標、補助制度等の一般的な質問について文部科学省担当者から回答・助言を受けられるだけでなく整備上の専門的・技術的な質問にも、有識者から回答・助言を受けることができます。

（公開URL）https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/seibi/mext_01692.html



○学校施設のバリアフリー化の加速に向けた取組事例集（令和4年6月）

学校設置者が優先順位をつけながら着実にバリアフリー化を進めることができるように、バリアフリー化の整備計画の策定や優良事例について紹介しています。

（公開URL）https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/shuppan/mext_00004.html



また、整備計画の策定状況やバリアフリー化の状況のフォローアップを継続的に実施する予定です

既存施設を含めた学校施設のバリアフリー化が着実かつ迅速に進められるよう、積極的な取組にご協力をお願いします